債については、第五条の規定による廃止前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第一条中「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第五条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」とする。

○総務省令第三十号

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の施行に伴い、及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十条第二項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第八号中「第二十三条第六項」を「附則第二十三条第七項」に改める。

附則第四条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、児童手当法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十四年三月までの間に、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条第一項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条第一項の規定により支給すべき子ども手当に関しては、地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分の表説明の欄中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と読み替えるものとする。

○総務省令第三十一号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十四年政令第百十号）の施行に伴い、及び災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項の規定に基づき、都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部を改正する省令

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一項第一号中「児童手当及び子ども手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）」及び「児童手当及び子ども手当特例交付金」を削り、本則第二項中「児童手当及び子ども手当特例交付金」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令は、平成二十四年度以後の年度における標準税収入額の算定について適用し、平成二十三年度以前の年度における標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

○総務省令第三十二号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第三の二十六の二の項及び同法別表第五第三十一号の二の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十九項を第三十項とし、第二十八項を第二十九項とし、第二十七項の次に次の一項を加える。

28　法別表第三の二十六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　沖縄特例通訳案内士の生存の事実の確認

第五条第二十七項中「第二十六の二号」を「第二十六号の二」に改め、同条中第三十四項を第三十五項とし、第三十三項を第三十四項とし、第三十二項の次に次の一項を加える。

33　法別表第五第三十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　沖縄振興特別措置法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　沖縄特例通訳案内士の生存の事実の確認

附　則

この省令は、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○総務省令第三十三号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条及び第九十四条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第十七条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫